

vol. 2231

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL/(097)556-2838 FAX/(097)556-8998 MAIL/ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



## 今号の掲載内容 (掲載順)

- 少人数学級・部活動のあり方について副知事に要請  
－ 地公労春闘知事交渉 7月16日(木) 15:55～県庁本庁舎4階人事課分室
- 今後の人勤の動向等について議論  
－ 大分県人事委員会事務局長交渉 7月16日(木) 14:30～人事委員会

## 少人数学級・部活動のあり方について副知事に要請

### 地公労春闘知事交渉

7月16日(木) 15:55～ 県庁本庁舎4階人事課分室

4月23日に予定されていた本交渉は、新型コロナウイルスの影響で延期され、7月に入ってから実施となりました。各単組の地公労幹事を中心に構成された交渉団は、時間が大幅に短縮された中、各単組から投げかけた重点意見に対して副知事が見解を示すという形式で行われました。

冒頭、岡部勝也大分県地方公務員労働組合共闘会議(地公労)議長(県教組委員長)が、「コロナ禍や災害など厳しい状況にあるが、職員はそれぞれの持ち場で様々な対応をしている。このような困難の中、私たちは常に何ができるかを考えている。この交渉でも最大限できることを求めて議論を進めていきたい」と述べ、それに対し広瀬勝貞知事の全権委任を受けた尾野賢治副知事は、「任命権者の交渉を踏まえて、皆さんの意見はしっかりと聞いていきたい」と述べました。

#### 4月10日回答

1. 賃金および諸手当に関する事項については、今後、人事委員会の勧告等を待って検討したい。
2. 労働時間短縮、休日・休暇制度に関する事項については、今後とも努力していきたい。
3. 定年制については、地方公務員法上、国の定年を基準として条例で定めることとされているので、今後とも国の動向を見守っていきたい。
4. 労働安全衛生に関する事項については、今後とも努力していきたい。
5. その他の勤務条件に関する事項については、今後とも誠意を持って話し合っていきたい。

#### 《副知事補足説明》

○「賃金に関する事項」について、新型コロナウイルス感染症の影響で人事院および人事委員会による民間給与実態調査が例年より2ヶ月以上遅れて開始された。報道等にあるように民間給与への影響も既に及んでいる状況にあることから、今年の人事委員会勧告は非常に厳しいものになると予想される中ではあるが、従来からのルールに従い、人事委員会勧告をまって皆さん方との話し合いをお願いした

いし、人事委員会勧告の取扱いについては、これまでと同様、誠意をもって対処したい。また、技能労務職の方々の諸手当等、人事委員会の勧告等に準じて対応してきたものについては、これまでどおり、人事委員会勧告等をまって検討したい。

○「労働時間短縮、休日・休暇制度に関する事項」について、時間外勤務の縮減については、平成30年8月以降に導入された勤務時間管理システムやタイムレコーダーにより、勤務時間を適正に把握することと合わせ、事業のスクラップ・アンド・ビルドや業務効率化等に、引き続き、努力していきたい。また、休暇制度については、これまでも一定の努力をしてきたところであるが、今後とも、努力していきたい。

○「職員の定年に関する事項」のうち定年年齢の延長については、引き続き国の動向に留意してまいりたい。

○「労働安全衛生に関する事項」については、今後ともその重要性を十分認識し、努力したい。

○その他の勤務労働条件に関する事項についても、引き続き誠意を

持って話し合っていきたい。

その後各単組の代表者からそれぞれの重点についての説明があり、高教組からは窪田書記長が少人数学級導入と超勤縮減に向けた部活動のあり方の検討について訴えました。その要旨は以下の通りです。

①少人数学級編成の導入について

文科省の衛生管理マニュアルによる「学校での新しい生活様式」への対応が課題となっているが、いわゆる「三密」(密閉、密集、密接)の回避に向けた対応は現状の学校ではできない。今後の第二波、第三波の到来も想定される中で、「身体的距離の確保」を達成するには、少人数学級の実現が不可欠である。現行では、小学校1・2年生・中学校1年生においてのみ30人学級編成が導入されており、県立高校では導入されていない。今後を見据えて、県立高校においてもさらなる少人数学級編成を導入してもらいたい。

②超勤縮減に向けた部活動のあり方検討について

2019年2月、大分県は「部活動の在り方に関する方針」を策定し、活動時間や休養日の設定に係る基準が示された。昨年12月に公表された部活動の実態把握調査では、休養日の設定に関して、校長は方針どおりにできていないとの回答が多かったのに対して、部顧問はできていないと答えた人が1割前後いたという現状があった。また、土日の指導のため高速道路を利用する場合、通勤手当がその分加算されるわけではなく、部活動指導手当のみで対応しており、身体的のみならず経済的にも負担が大きい。そのような状況にありながら、昨年の賃金確定交渉において、休業日の部活動については長くとも4時間程度とされたことを理由として、部活動指導手当の「6時間以上」の区分が廃止された。その際、教育長からは、「部活動にかかる負担軽減に向けて、昨年度策定した部活動に係る方針の徹底を図る」旨の発言もあったので、その実現に向け、きちんと実態を把握したうえでとりくんでもらいたい。将来的には、学校の部活動

を、地域の社会体育活動や社会文化活動に移行できるように県の支援をお願いしたい。

\*\*\*\*\*

10分の休憩をはさみ、最後に副知事が「本日の交渉の中で、要求や指摘のあった事項については、職場環境の改善等を含めて、所管する任命権者に伝え、引き続き行われる当初予算交渉において話し合っていきたい。また、秋に行われる給与改定交渉に向けて、これから誠意を持って検討していきたい。」と述べ、それに対し岡部議長は「本日の議論に引き続き、秋の賃金確定交渉でもさらなる対応をお願いしたい。」と述べて、17時45分に交渉を終了しました。

7月16日回答(最終)

令和2年度の人事委員会勧告の取扱いについては、労働基本権制約の代償措置として維持尊重するという基本姿勢に立って、給与が勤務条件の基本に係る重要な事項であることに鑑み、これまでどおり努力していきたい。

《副知事補足説明》

○地方公務員給与は、給与の公民比較に基づいた人事委員会勧告を尊重すべきであるという基本姿勢に立ち、皆さん方との話し合いを経て、議会の議決により決定する仕組みであることは十分理解しているので、今年度の人事委員会勧告の取扱いについては、回答のとおり、これまでどおりの取扱いをしたい。

○本日の交渉の中で、皆さん方から要求や指摘のあった事項については、職場環境の改善等を含めて、所管する任命権者に伝え、秋に行われる給与改定交渉に向けて、これから誠意を持って検討したい。

○岡部議長より発言のあった、水準調整給料表の勧告に向けたとりくみについては、昨年の給与改定交渉でも申したとおり、できる限りの努力をして参りたい。

\*\*\*\*\*

これを受けて岡部議長は「本日の議論に引き続き、秋の賃金確定交渉でもさらなる対応をお願いしたい。」と述べて、17時45分に交渉を終了しました。

今年度の人勧の動向等について論議

7月16日(木) 14:30 ~ 市町村会館6階

こちら、新型コロナウイルスの影響で延期された人事委員会事務局長交渉では、新型コロナウイルスの影響により実施が遅れている、人事院による職種別民間給与実態調査(民調)について、一時金等については先行して実施するが、月例給については、調査が行われていないとの説明がありました。また、今後の動向についても、「今後のスケジュールは国の動向を踏まえて進めていくしかない」として、今後の予定は未定であるとの見解を示しました。

大野委員長は高教組の課題として学校司書の受験年齢について取り上げ、「県の行政職の中には年齢制限のないものもあるので、学校司書にも特別枠が設けられないか」と申し入れ、それに対し事務局長は「民間での経験を現場に活かす目的で社会人経験者に門戸を開いている。学校司書に適用されるかは教育委員会で検討する必要がある」と回答しました。新型コロナウイルス対策による財政難等をうけ、政治判断による一方的な臨時特例的な賃金削減が行われることがないよう私たちはとりくまなければなりません。人勧の課題も含め、今後も人事委員会と協議を重ねていく必要があります。